長野市心身障害者通園奨励費の概要

１　支給対象者

長野市に住所があり、下記の施設に通園する障害者若しくは障害児又はその保護者。

ただし、③の施設に通園する場合は、本人又はその者と生計を一にする者に通園奨励費の支給を受けようとする年度分の市民税が課せられていない者に限る。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるサービスを行う施設

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練

② 地域活動支援センターⅢ型（令和３年４月にⅠ型から移行した施設を除く）

1. 児童福祉法に規定する障害児を対象としたサービスのうち次に掲げるサービスを行う施設

児童発達支援、放課後等デイサービス（学校休業日の利用に限る。）

※事業所から通勤手当や交通費が支給されている場合は通園奨励費の支給対象外です。

２　通園方法別の要件と支給額

1. 交通機関(路線バス・電車)

　　　　１ヶ月にかかる往復運賃の１／２以内の額（上限を月額5,000円とする）

1. 自家用車

１ヶ月の通園日数が10日以上で、通園距離が片道２km以上…月額2,000円支給

※　通園バス利用者がバス乗降所まで自家用車を利用し、その距離が２km以上の場合

は自家用車として計算します。

※　他の交通機関による通園が不可能で、障害者本人が民間の有料移送サービス（タクシー等）を手配し利用した場合は、自家用車として計算します。

なお、施設が移送サービスを提供する事業者と契約している場合は、本人負担の有無にかかわらず支給対象外

※　複数の施設を併用している場合は、それぞれの施設へ自家用車を利用し、通園した日数を合算して計算します。申請書は、施設ごとに記入してください。

1. バイク（徒歩、自転車は支給対象外です）

　　　　１ヶ月の通園日数が10日以上…月額500円支給

1. 通園バス

　　　　有料・無料にかかわらず支給対象外

1. 往復で通園方法が異なる場合

　　　　往復それぞれの方法を上記①～④にあてはめて計算しその合計額の１／２を支給

1. 日によって通園方法が異なる場合

　　　　通園日数の半分以上用いる手段を通園方法とみなして計算します。

1. 片道で交通機関と自家用車を併用する場合

それぞれが支給要件を満たしているときは、上記①・②にあてはめて計算した額を支給

３　支給方法

　　申請者が指定する金融機関口座に５月下旬（予定）に振り込みます。